

## 市民活動推進計画素案（改め第 2 次指針素案）ver1 の ポイントについて

20241218\_第 3 回市民活動推進委員会

### ■ 前回市民活動推進委員会での議論の振り返り

#### ◎ 結論

- ✚ 事務局が素案を作成し、それに対して意見を述べる形がよいのではないか。

#### ◎ 行政計画への格上げに関する今後の進め方について

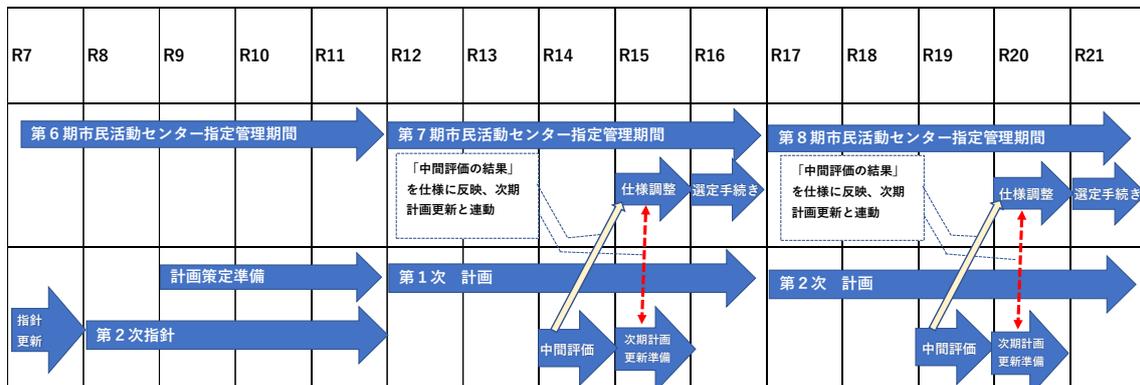
- (1) 地域のつながり課にて他市の計画を参考にして、全体の素案を作成する。
- (2) 素案を元に、第 3 回推進委員会以降で諮り、具体的なご意見をいただく。
- (3) 委員会にて複数回委員のご意見を伺い、案がまとまった段階で、パブリックコメント等の計画策定の手続きを行う。

### ■ 素案のポイント

#### 1 計画策定に関する変更点

- 地域のつながり課としては、計画の内容及び期間は、NPOセンターの指定管理業務と密接に関連することから、センターの指定管理期間と合わせたい。
- しかし、令和 7 年度から始まる第 6 期の仕様はすでに固まっているため、第 6 期期間中（R7～R11）に計画を策定しても、6 期分の仕様を変更することはできない。
- そのため、第 7 期開始にあわせた計画の策定を念頭に、まずは計画のベースとなる内容や現在の取組（第 6 期の指定管理業務の内容）を反映させたものを、まずは「第 2 次の指針」として更新し、第 6 期指定管理業務の事業評価などを踏まえて令和 12 年度から始まる第 7 期のセンターに合わせて計画を策定し、かつ第 7 期の仕様に反映させていきたい。
- 想定スケジュールは下記の図のとおり。

〔鎌倉市市民活動センターの指定管理機関と推進計画のスケジュールの相関図〕



## 2 全体の構成について

- 現指針を踏襲し、具体的施策以外の項目は軽微な変更のみ実施。
- 主に、上尾市、藤沢市の計画を参考に作成。
- 指針は令和8年1月に策定予定の鎌倉市第4期総合計画（市政の最上位計画）との整合性、連動を図りながら作成予定であるものの、まだ総合計画の具体的な施策が出来上がっていない状況のため、現状としては具体的に反映していない。そのため、今回は「計画策定を念頭においた指針の更新版のイメージ」として委員の皆様にご提案いたします。

## 3 計画の期間の設定について

- 市民活動センターは本市の市民活動支援の最前線であり、計画上の具体的施策でも、センターが担うものが多い。
- そのため、計画の内容（本市が思い描く市民活動の推進策）を市民活動センターの指定管理業務に反映させるため、計画とセンターの選定を連動させたスケジュールとする。
- かつ、第6期のセンター業務では、あたらしく市民活動コーディネーターや大船センターの無人化など新しい取組を開始することから、取り組んでみた結果の課題と展望を新しく計画に反映させたい。
- そのため、計画の策定は第7期の開始時期にあわせ、施行は令和12年4月予定とし、それまでの期間は、現存の指針を更新する形で継続する。

## 4 基本目標の設定について

- つながる鎌倉条例第8条で定める市の施策をベースとして、3つの基本目標と、それに対応する施策を設定しています。なお、ここで設定した各施策は条例で定めている施策に対応するようにしています。
- ここで設定している施策は、現在実施している取組ベースです。

## 5 スケジュール

- 令和6年秋～令和7年冬：指針更新のための委員会における意見交換・審議
- 令和8年4月まで：指針の更新策定
- 令和8年春～令和10年秋：計画策定のための委員会における意見交換・審議
- 令和10年冬：庁内意見、パブコメの実施
- 令和11年春：最終案の作成
- 令和11年秋：議会・議決
- 令和12年4月：計画の施行・施行

## 6 【参考】計画における進捗管理について

- 令和 12 年度から開始想定計画については、3 年目に中間評価を行うとともに、最終年度に、基本目標や施策の達成状況の確認と次期計画に向けた見直し等を行う。
- 上記スケジュールのとおり、3 年目の中間報告の内容を次期センターの仕様に反映させる。
- 進捗における実績確認表及び評価の基準の案は、【別紙】のとおり。
- 取組の指標に沿って、A（良好）、B（順調）、C（やや遅れ）の基準に則り評価する。

以上